

報 告 第 10 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 7 年 6 月 16 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和 6 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,020,965千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,681,730千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 3,342,315	千円 Δ1,012,728	千円 2,329,587
1 使用料及び手数料		714,801	34,629	749,430
	1 使 用 料	714,801	34,629	749,430
4 諸 収 入		94,655	Δ12,897	81,758
	1 雑 入	94,655	Δ12,897	81,758
5 県 債		2,421,200	Δ1,033,500	1,387,700
	1 県 債	2,421,200	Δ1,033,500	1,387,700
6 繰 入 金		8,214	Δ960	7,254
	1 一般会計繰入金	8,214	Δ960	7,254
(港湾整備事業勘定)		360,380	Δ8,237	352,143
1 使用料及び手数料		11,436	Δ20	11,416
	1 使 用 料	11,436	Δ20	11,416

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 財産収入		千円 158,670	千円 2,135	千円 160,805
	1 財産運用収入	86,744	1,265	88,009
	2 財産売却収入	71,926	870	72,796
3 諸 収 入		259	1,006	1,265
	1 雑 入	259	1,006	1,265
5 繰 入 金		190,003	△11,358	178,645
	1 基金繰入金	190,003	△11,358	178,645
歳 入 合 計		3,702,695	△1,020,965	2,681,730

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
(港湾施設整備事業勘定)		千円 3,342,315	千円 Δ1,012,728	千円 2,329,587
1 土 木 費		3,342,315	Δ1,012,728	2,329,587
	1 港 湾 費	2,316,370	Δ1,012,728	1,303,642
	2 公 債 費	1,025,945	0	1,025,945
(港湾整備事業勘定)		360,380	Δ8,237	352,143
1 土 木 費		360,380	Δ8,237	352,143
	1 財産管理費	360,380	Δ8,237	352,143
歳 出 合 計		3,702,695	Δ1,020,965	2,681,730

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備費	千円 2,421,200	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和6年度。ただし、工事その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、当該見直し後の利率)	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元金均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、本県財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができ。	千円 1,387,700	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	2,421,200				1,387,700			